

## 琴浦町防犯機器購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町防犯機器購入事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高齢者世帯の住宅の防犯対策に必要な経費を補助することで、琴浦町民の防犯意識の醸成及び安心して安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者世帯 60歳以上の者が居住する世帯をいう。
- (2) カメラ付きドアホン 犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたものをいう。
- (3) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関係機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - ア 設置場所が住宅の敷地内かつ屋外であること。
  - イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。
  - ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。

- (4) センサーライト 犯罪の防止を目的として、屋外に設置するもので、人や動物などの熱や動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたものをいう。
- (5) 防犯機能付電話機 電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること）を備えたものをいう。
- (6) 防犯機器 第2号から第5号に掲げるものをいう。

(補助金の交付)

第4条 町長は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、同表第3欄に掲げる額(千円未満の端数は切り捨てる。)を、予算の範囲内で交付する。ただし、補助上限額は同表第4欄の額とする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第5条 補助事業者は、補助事業の完了の日から60日を経過する日と令和8年1月30日のいずれか早い日までに、本補助事業の交付申請及び実績報告を、提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請及び実績報告は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 町長は、本補助金の交付決定を、原則として、交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 前項の交付決定の通知は、様式第2号によるものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第7条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

- 2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第11条第1項ただし書の町長が別に定める変更は、補助金の増額並びに補助事業の中止及び廃止以外の変更とする。

2 第5条の規定は、変更等の承認について準用する。

(譲渡等の禁止)

第8条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて防犯機器を購入した日の翌日から起算して6年を経過する日までの間、町長の承認を受けずに当該防犯機器を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

(委任)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助限度額
<p>居住する住宅の防犯のためにカメラ付きドアホン、防犯カメラ、センサーライト、防犯機能付電話機を購入・設置する事業</p>	<p>町内に居住する60歳以上の者又はその同一世帯員 ただし、以下に該当しないこと ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者</p>	<p>(1)から(4)の防犯機器の購入・設置に要する経費(ただし、設置に要する経費は専門業者が行う場合のみを対象とする。) (1)カメラ付きドアホン (2)防犯カメラ (3)センサーライト (4)防犯機能付電話機</p> <p>※消費税及び地方消費税を含む ※他の補助金を受けて購入した防犯機器に係る経費を除く ※令和7年4月1日以降に購入・設置した機器を対象とする</p>	<p>15,000円</p>

**【注意事項】**

- ・ 鳥取県犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金を活用して防犯機器を設置した住宅及び世帯は補助対象外とする。
- ・ 本補助金の交付は、1つの住宅及び世帯に対して1回限りとする。
- ・ 補助対象経費は、(1)から(4)の防犯機器本体の購入に要する経費のみとし、付属品、振込手数料、商品配送料は対象としない。
- ・ 代金の支払方法のうち、仮想通貨、クーポン及び各種ポイントによる支払いをしたものは除く。
- ・ 紛失・破損・盗難等による防犯機器の再購入は補助対象としない。

琴浦町長 様

申請者 郵便番号 〒  
 住 所 琴浦町大字  
 氏 名  
 電話番号 ⑩

令和7年度琴浦町防犯機器購入事業補助金交付申請書兼実績報告書

琴浦町防犯機器購入事業補助金の交付を受けたいので、琴浦町補助金等交付規則第4条及び第16条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

申請者は、 <input type="checkbox"/> 60歳以上の者です。 <input type="checkbox"/> 60歳以上の者と同一世帯員です。
---

記

1 交付申請額(実績報告額)

算定基準額 (購入経費の合計額①)	円 (千円未満切り捨て)
交付申請額及び実績報告額	円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書兼同意書(様式第3号)</li> <li>・購入実績(購入品名・購入量・購入日)及び購入代金を支払済であることが確認できる書類(レシート、領収書等の写し)</li> </ul>

2 補助事業内容

建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------	--

購入機器	購入金額 (税込み)	購入年月日
<input type="checkbox"/> カメラ付きドアホン	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 防犯カメラ	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> センサーライト	円	年 月 日
<input type="checkbox"/> 防犯機能付電話機	円	年 月 日
購入経費の合計額① (※千円未満切り捨て)	円	

3 他の補助金の活用

(1)活用の有無 ( 有 ・ 無 )

有の場合 補助金名 :

※必要事項を記載するほか、チェック欄にチェックマーク☑を記載してください。

様

琴浦町長

令和 7 年度琴浦町防犯機器購入事業補助金交付決定通知書及び概算払通知書

年 月 日付の申請書兼実績報告書(以下「申請書」という。)で申請及び報告のあった琴浦町防犯機器購入事業補助金(以下「本補助金」という。)については、琴浦町補助金等交付規則(平成 16 年 9 月琴浦町規則第 48 号。以下「規則」という。))第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

また、本補助金について、概算払いをしますので、規則第 19 条に基づく補助金支払請求書を提出してください。

記

- 1 対象事業  
本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等  
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。  
(1)算定基準額 金 円  
(2)交付決定額 金 円
- 3 概算払額  
概算払額 金 円
- 4 補助規程の遵守  
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第 3 号

誓約書兼同意書

琴浦町長 様

琴浦町防犯機器購入事業補助金交付申請書兼実績報告書の提出にあたり、下記のとおり誓約及び同意します。

記

	誓約・同意事項欄	チェック欄
1	防犯機器の購入・設置について同居人からの同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
2	購入した防犯機器は、申請者又は同一世帯員の 60 歳以上の者が使用し、転売・譲渡等を目的としていません。	<input type="checkbox"/>
3	今回申請する防犯機器について、他の補助金の交付は受けていません。	<input type="checkbox"/>
4	琴浦町から、本補助金に関し報告・調査の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
5	暴力団、鳥取県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、暴力団員及び暴力団等の利益につながる活動を行い、又は暴力団等と密接な関係を有する者ではありません。	<input type="checkbox"/>
6	補助金交付後、補助要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。	<input type="checkbox"/>
7	今回申請する防犯機器は、要綱で示している防犯機器の要件を満たしています。	<input type="checkbox"/>
8	<賃貸物件に設置する場合> 防犯機器の設置について、所有者又は管理者に同意を得ています。	<input type="checkbox"/>
<b>【申請者が 60 歳以上の者と同一世帯員である場合】</b>		
9	60 歳以上の者と同一世帯員です。 (60 歳以上の者の生年月日及び氏名を記入してください。) 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 氏名 _____	<input type="checkbox"/>
<b>【以下、防犯カメラ設置の場合】</b>		
10	設置場所は、申請者が居住する住宅の敷地内です。	<input type="checkbox"/>
11	撮影範囲は申請者が居住する住宅の敷地内です。やむを得ず撮影範囲に敷地外が入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の使用者に事前説明を行い、同意を得ています。	<input type="checkbox"/>

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (申請者が 60 歳以上の場合のみ記載)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 (自署) \_\_\_\_\_

※「琴浦町防犯機器購入事業補助金交付申請書兼実績報告書」(様式第 1 号)と併せて提出してください。(チェック欄にチェックマーク  を記載してください。)